

## 令和7年度森林整備技術研修実施要領

### 1 日程及び場所並びに申請期限

- (1) 日 程：令和7年12月10日（水）～12日（金）  
（全日程（3日間）を受講する必要があります）
- (2) 場 所：岩手県林業技術センター（現地研修は同センター敷地内で実施）
- (3) 申請期限：令和7年11月10日（月）【必着】

### 2 受講資格

森林整備業務に関する施工管理について3年以上（契約期間の重複は含めません。合計日数で3年以上となっていること）の実務経験を有する者とします。

#### 《語句の定義》

- 「森林整備業務」とは  
地拵え、植栽、下刈、枝打、間伐等の森林施業に係る現場業務
- 「施工管理」とは  
工程表作成や工事日報などの工程管理、出来形管理及び品質管理など施工全般に関する管理
- 「実務経験」とは  
所属事業体において森林整備業務の施工管理に従事した経験年数

### 3 研修内容

別紙2研修スケジュールのとおり

### 4 申請方法

令和7年11月10日（月）【必着】までに（1）～（4）の書類を提出してください。  
提出先：〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部森林保全課

- (1) 森林整備技術研修受講申請書（様式第1号）
- (2) 履歴書（様式第2号）
- (3) 実務経験証明書（様式第3号）
- (4) あて先を明記し、郵便切手を貼付した返信用封筒  
※ 受講決定通知書を送付するため必要です。

(1)～(3)の書類は岩手県のホームページから入手できます。

トップページ → 産業・雇用 → 林業 → 県有林

## 6 受講の決定

- (1) 受講希望者の受講資格について審査し、その結果を受講決定通知書により通知いたします。
- (2) 研修開始日 4 日前までに受講決定通知書が到着しない場合は、提出先にお問い合わせください。

## 7 受講料

無 料

## 8 疾病、傷害等の対応

研修への集合及び解散時並びに受講中の疾病、傷害等に係る医療費は、受講者の負担となります。

## 9 携行品

筆記用具、印鑑、電卓、昼食のほか作業着、雨具（レインコート）、長靴等現地研修を行える服装でお願いします。

## 10 修了証書の交付

全ての研修を修了した受講者には修了証書を交付します。

## 11 その他

岩手県林業技術センターでは、本研修生の宿泊はできません。

また、修了証書の交付の条件として、全ての講義を受講する必要があります。

## 12 問い合わせ等

不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ願います。

申込先（問い合わせ先）

〒020-8570

盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県庁  
農林水産部森林保全課県有林担当

電話 019-629-5797

FAX 019-629-5789